

防災講演会 地域を守りぬく力！

2014/2/1（土） 配付用資料

災害時要援護者支援のしくみづくり

県内市町村の支援制度の整備状況



和歌山大学
都市デザイン研究室
小川 宏樹

1

はじめに

災害時要援護者とは、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人をいう。（高齢者、障害者、妊婦など）

平成16年に発生した一連の風水害では、犠牲者の半数以上が高齢者であったことから、高齢者等の災害時要援護者の避難支援の必要性が認識された。

「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」が取りまとめられた。

市町村を中心とした取組の促進。

法体系や支援施策を調査
県内での避難支援施策の整備・運用状況調査

避難支援施策の体系

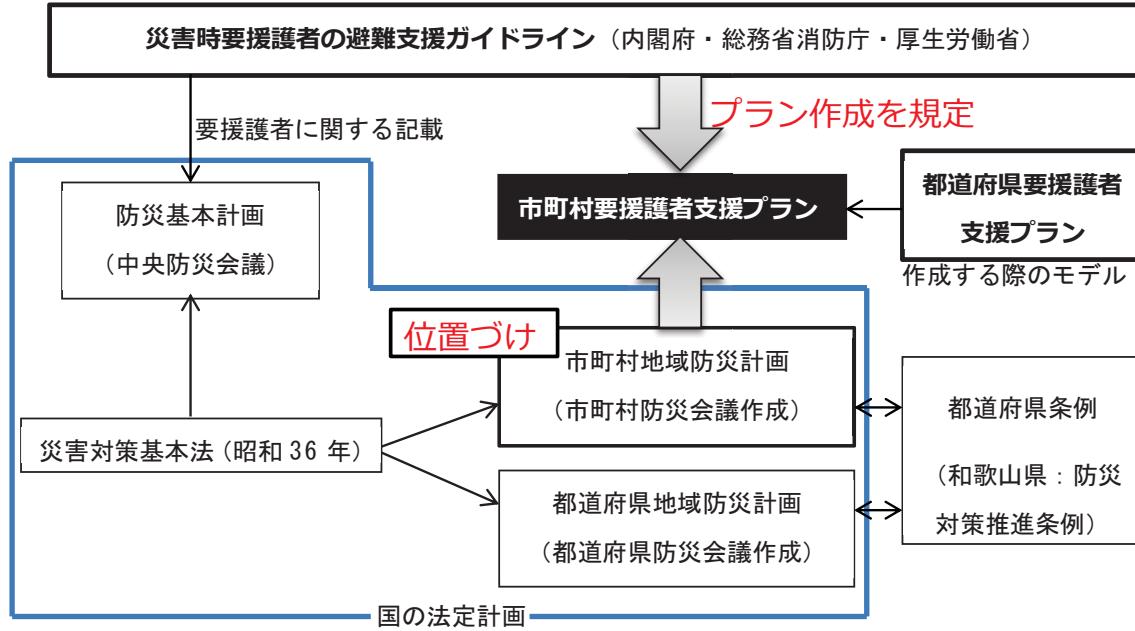


図-1 災害時要援護者支援政策の体系

避難支援施策の整備状況

3.1 情報収集

市町村HPや問い合わせで、地域防災計画・災害時要援護者避難支援プランを収集し、以下のようにまとめた。

自治体名	人口 (人)	本稿に記載されている 計画	登録制度	連絡先	要援護者支援政策の進捗状況/備考
和歌山市	367520	○	●	要援護者登録課 高齢者・地域福祉課 073-435-1063 (午後)	【該】登録制度の概要のみ。
海南市	53565	○			
岩出市	53306	○			
紀の川市	64757	○			
橋本市	65244	○			
有田市	29904	○			
御坊市	25678	○			
田辺市	77732	○			
新宮市	30777	○			
かつらぎ町	17726	○			
伊都郡					
九度山町	4783	○			
高野町	3720	○			
海草郡					
紀美野町	9936	○			
有田町	26726	○			
湯浅町	12851	○			
広川町	7568	○			
由良町	6183	○			
日高町	7466	○			
日高川町	10268	○			
美浜町	7877	○			
由布町	9422	○			
みなべ町	13126	○			
上富田町	14867	○			
西牟婁郡					
白浜町	22239	○			
すさみ町	4494	○			
串本町	17572	○			
古座川町	2995	○			
那智勝浦町	16527	○			
太地町	3189	○			
北山村	465	○			

避難支援施策の整備状況

3.2 地域防災計画の類型

自治体名	人口(戸数) [24.10.1]	分類	〔般〕災害予防計画 状況に応じた予防計画			その他
			情報の把握と 関係機関での共有	避難所 での支援	社会福祉施設 での対策	
和歌山市	367520	★★	○	○	○	
海南市	53565	★★	○		○	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法の適用 ・避難誘導体制の確立 ・外国人対策
岩出市	53306	★★	○		○	・外国人対策
紀の川市	64757	★★	○		○	
橋本市	65244	★		○	○	・外国人対策
有田市	29904	★★	○		○	・緊急避難等
御坊市	25678	★★	○		○	・生活保護法の適用
田辺市	77732	★★	○			・過疎化高齢化地域対策
新宮市	30777	★			○	・外国人対策
伊都郡	かつらぎ町	★★	○		○	・外国人対策
	九度山町	4783	×			
	高野町	3720	★		○	・観光客対策
海草郡	紀美野町	9936	★★	○	○	・生活保護法の適用
	有田川町	26726	★★	○	○	・外国人対策
有田郡	湯浅町	12851	★★	○	○	・浸水想定区域における ・災害時要援護者 ・外国人対策
	広川町	7568	△			

分類の基準

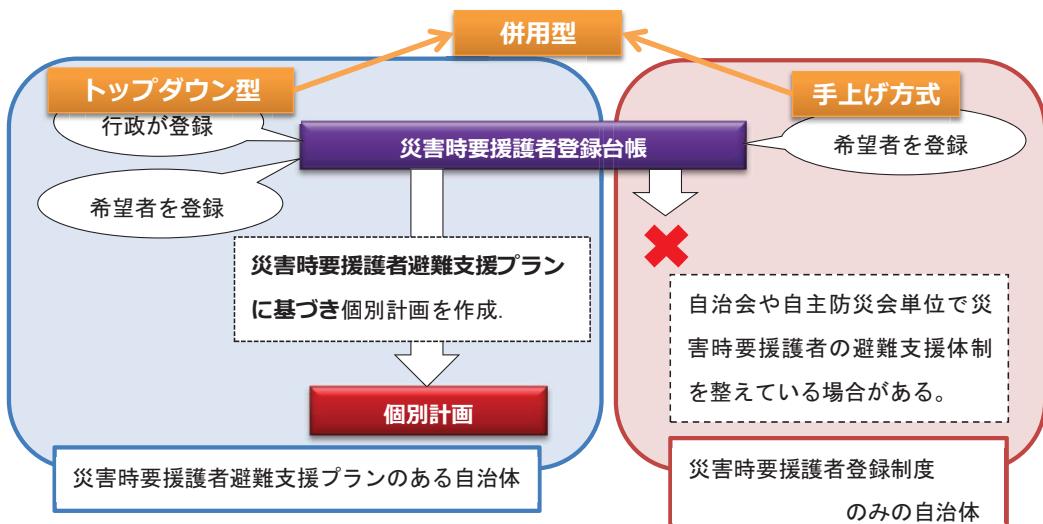
- ★★★：「情報の把握と関係機関との共有」かつ「状況に応じた予防計画」のうち2か所以上に○があるもの。
- ★★：「情報の把握と関係機関との共有」かつ「状況に応じた予防計画」のうち1か所以上に○があるもの。
- ★：「情報の把握と関係機関との共有」または「状況に応じた予防計画」のいずれかにのみ○があるもの。
- △：災害時要援護者に関する記載があるがわずかなもの。
- ×：要援護者に関する記載なし。

市町村により、地域防災計画内の災害時要援護者に関する記述にはばらつき

避難支援施策の整備状況

3.3 災害時要援護者避難支援プランの類型

3.3.1 市町村の災害時要援護者避難支援制度



台帳の内容：氏名、性別などの基本情報

個別計画の内容：予定避難所、避難時に携行する医薬品、普段いる部屋など

避難支援施策の整備状況

3.3 災害時要援護者避難支援プランの類型

3.3.2 災害時要援護者避難支援プランの類型

自治体名	人口 [人] (24.10.1)	プランの有無		情報収集方式の分類		情報量の分類	
		プラン	登録制度 のみ	併用型	トップダウン 型	手上げ型	基本情報のみ +詳細
和歌山市	367520	○			○	○	
海南市	53565						
岩出市	53306	検討中	○		○		○
紀の川市	64757	○		○			○
橋本市	65244						
有田市	29904	○			○		○
御坊市	25678	○			○		○
田辺市	77732	○			○		○
新宮市	30777	○		○			○
かつらぎ町	17726	○		○		内容に関する記載なし	
伊都郡	4783	作成中					
高野町	3720	○		○			○
海草郡	9936	○		○			○
有田川町	26726	○			○		○
有田郡	12851	○		○			○
湯浅町	7568						
日高郡	6183	○		○			○
日高町	7466	○		○			○
日高川町	10268						
美浜町	7877	○			○	○	
印南町	8422	作成中					
みなべ町	13126						
西牟婁郡	14867	○		○			○
白浜町	22239	○		○			○
すぎみ町	4494						
東牟婁郡	17572	○		○			○
串本町	2995	○		○			○
古座川町	16527						
那智勝浦町	3189	○		○			○
太地町	465						
北山村							
合計	987483						

避難支援施策の運用状況

災害時要援護者避難支援施策の運用状況を、以下の3段階に分けた。

1) 災害時要援護者避難支援プランで、台帳・個別計画の位置づけがされている。

2) 台帳、個別計画の一部が作成されている。

3) 台帳・個別計画が運用されている。
※台帳や個別計画が、町内会や自主防災会に配布されていて運用とされる。



研究の目的

法体系や支援施策を調べ、和歌山県内の避難支援施策の整備・運用状況を調べること。

■避難支援施策の体系

►災害時要援護者避難支援は市町村が行う。

■避難支援施策の整備状況

►台帳のみの自治体、支援プランを作成している自治体とバラバラ。
支援プランの内容も市町村により異なる。

■避難支援施策の運用状況

►台帳・個別計画は15市町で作成。うち11市町で運用。
台帳への登録制度のみの市町村は5市町。

何等かの避難支援施策を行っている市町村がほとんどだが、内容や運用状況は市町村の現状に合って作成されている。



参考：避難生活を必要としない 災害に強いまちづくり

■都市防災の基本**① 広域避難体制の整備**

→**広域避難地**と**避難路**の確保

② 都市防火区画の整備

→1km四方の区画：幹線道路、鉄道、河川

その沿線を不燃化（空地、不燃建築物）

③ 地区内の防災性能の向上（木造密集地区）

→不燃立替えや共同化、地区内道路等の整備

により防火性の高いものとする